

# 「高齢運転者による交通事故防止対策について」(交通対策本部決定)に基づく29年度中の取組状況に関するフォローアップ一覧 (H30年3月末現在)

## 1. 改正道路交通法の円滑な施行

		施策概要(平成29年6月末取りまとめ時点)		進捗(平成30年3月末時点)		平成30年度予算額(額は百万円単位)		主担当	関係省庁
(1)	医師の診断体制の確保等	ア	医師会等関係団体への協力要請等により、協力医師の数に地域的な偏りがみられることも踏まえ、医師の診断体制の確保に努めているところ、平成29年5月末現在で診断への協力のみならず、診断を必要とする者に紹介することまで了承を得た医師だけでも約4,800人を確保	既に開始	警察庁及び都道府県警察において、医師会等関係団体への協力要請を行うなどした結果、平成29年12月末現在で約5,700人の医師の協力を確保している。	91百万円	医師謝金(臨時適性検査(認知症))	警察庁	
		イ	診断書のモデル様式及び診断書記載ガイドラインの改正並びに日本医師会によるかかりつけ医向けの診断書作成の手引きや専門学会による専門医向けの質疑応答集の作成への協力等により、診断書の正確性・信頼性を担保するための取組を実施	既に開始	警察庁において、診断書のモデル様式及び診断書記載ガイドラインの改正並びに日本医師会によるかかりつけ医向けの診断書作成の手引きや専門学会による専門医向けの質疑応答集の作成に当たって必要な協力を行った。また、都道府県警察において、全都道府県の医師会と共催した診断書作成に関する研修会の実施や、改正した診断書のモデル様式及び診断書記載ガイドラインに関する医師からの問合せに対応するなどしている。	—	—	警察庁	
		ウ	医師会等関係団体との連携を強化するとともに、訴訟リスク等の医師が抱える不安を軽減するため、全都道府県警察で連絡責任者・連絡担当者を指定し、情報交換、質問・要望への対応等を実施	既に開始	全都道府県警察において、医師会等との連絡責任者、連絡担当者を指定した上で、これらの者が医師対象の研修会における認知症診断等についての説明、医師との情報交換、医師等からの質問要望への対応等の取組を行うことにより、医師会等関係団体との連携強化、医師の不安軽減を図っている。	—	—	警察庁	厚生労働省
		エ	地方公共団体福祉部局に対し、都道府県警察と連携しながら、認知機能検査で認知症のおそれがある(第1分類)と判定された者を早期診断・早期対応につなぐこと、自主返納を検討している本人や家族等に適切に支援すること等の取組の推進を依頼	既に開始	一部の府県警察において、認知機能検査で認知症のおそれがある(第1分類)と判定された者の要望に応じ、生活支援等について相談できるよう地方公共団体福祉部局に必要な情報を提供する制度を運用しているほか、その他の一部の県警察においても同種制度の構築に向け、地方公共団体福祉部局と協議を実施している。また、厚生労働省においては、地方公共団体福祉部局に対し、全国会議等により、都道府県警察等と連携し、認知症のおそれがある者について早期診断・早期対応につなげることを依頼している。	—	—	警察庁	厚生労働省
(2)	自動車教習所の実施体制の確保	ア	認知機能が低下しているおそれがある者等に対する高齢者講習を高度化し、講習時間を3時間とする一方、認知機能が低下しているおそれがない者等に対する高齢者講習を合理化し、講習時間を2時間に短縮	既に開始	全都道府県警察において、平成29年9月12日以降に運転免許証の有効期間の満了日を迎える高齢者に対して、新たに高度化・合理化された高齢者講習を実施している。	—	—	警察庁	
		イ	委託先の自動車教習所に負担が集中しないよう、一部の都道府県公安委員会で警察施設において高齢者講習等を直接実施するなど、自動車教習所の実施体制の維持と受講待ち期間の短縮を始めとする高齢者講習の受講等に係る負担の軽減に向けた取組を推進	既に開始	一部の都道府県警察において、警察施設で高齢者講習や認知機能検査を直接実施等しているほか、システムを構築して県下の自動車教習所における受講待ち状況を把握し、受講待ちの少ない自動車教習所を案内するなど、自動車教習所の実施体制の維持と受講待ち期間の短縮を始めとする高齢者講習の受講等に係る負担の軽減に向けた取組を推進している。	—	—	警察庁	

2. 高齢者の移動手段の確保など社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備

		施策概要(平成29年6月末取りまとめ時点)		進捗(平成30年3月末時点)		平成30年度予算額(額は百万円単位)		主担当	関係省庁
(1)	公共交通機関の利用促進	ア	公共交通機関の高齢者向け割引等の導入について、地方公共団体による適切な助成が円滑に実施されるよう、各地方公共団体や交通事業者に対し、働き掛け	速やかに実施	シニアパス等、公共交通利用促進施策について、自治体横断的な情報提供を昨年8月に実施。	—	—	国土交通省	
		イ	乗合タクシー等、高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けて、事業者と地方公共団体等が連携して取り組むことができるよう支援	既に開始	現在、全国で4000台以上の乗合タクシーが運行中。引き続き、高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けて、事業者と地方公共団体等が連携して取り組むことができるよう支援を実施。	—	—	国土交通省	
		ウ	経済的負担を軽減するタクシーの相乗りサービスを実現するため、配車アプリを活用した実証実験を実施	29年度中に実施	平成30年1月～3月まで、配車アプリを活用した実証実験を実施。	—	—	国土交通省	
		エ	過疎地域におけるサービス維持のための取組(タクシーの営業所当たりの最低車両数要件の一部緩和やICTを活用した点呼の導入の容認等)を実施	29年度中に実施	平成29年5月31日付けで地方運輸局等に対し事務連絡を發出し、過疎地におけるタクシーの最低車両数の緩和等に関する取扱いについて指示を実施。 平成30年3月30日に省令を公布・施行するとともに同日付けで通達を發出し、ICTを活用した点呼を導入。	—	—	国土交通省	
(2)	貨客混載等の促進	ア	持続的なサービスを確保するため、過疎地域等において、旅客運送と貨物運送との事業の「かけもち」を可能とする措置を講ずる	速やかに実施	平成29年8月7日付けで地方運輸局等に対し通達を發出し、過疎地域において、一定の条件のもとで旅客運送と貨物運送との事業の「かけもち」を可能とした(平成29年9月1日施行)。	—	—	国土交通省	
		イ	地域の資源を活用するため、スクールバスや病院・企業送迎バス等について、路線バス等との統合や混乗を目的とした自家用有償運送への転換などを行う	既に開始	「地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針」を平成30年4月に改正し、地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項として、スクールバス等の路線バスへの一本化について追記。また、引き続き、路線バスの生産性向上の取組事例として、地方公共団体及び事業者に対し、紹介を実施。	—	—	国土交通省	
(3)	自家用有償運送の導入・活用の円滑化	ア	自家用有償旅客運送の活用に資する手続きの合理化・効率化を図るガイドラインの策定	29年度中に実施	平成30年3月30日付けで地方運輸局等に対し通達を發出し、自家用有償運送を円滑に導入するための検討プロセスをガイドライン化。	—	—	国土交通省	
		イ	市町村が主体となる自家用有償運送の対象範囲を拡大(「持ち込み車両の使用」及び「区域運行」を可能とする)	29年8月までに実施	平成29年8月31日付けで地方運輸局等に対し通達を發出し、市町村が主体となる自家用有償運送において、持ち込み車両の使用や区域運行を可能とする規制緩和を実施。	—	—	国土交通省	
		ウ	自家用有償運送の導入等に係る手続き、運営協議会の運営方法等について地方公共団体等向けのハンドブックを作成し、関係者へ配布・周知	29年度中に開始	平成30年3月30日付けで地方運輸局等に対し通達を發出した「2.(3)ア」の検討プロセスガイドラインの内容も踏まえ、4月中の配布・周知に向けてハンドブックを作成中。	—	—	国土交通省	
(4)	許可・登録を要しない輸送(「互助」による輸送)の明確化	ア	道路運送法上の許可・登録を要しない輸送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化し、関係者に周知。	29年度中に検討開始	平成30年3月30日付けで地方運輸局等に対し通達を發出し、収受することが可能な金額の範囲を明確化。	—	—	国土交通省	
		イ	営利を目的としない「互助」による輸送のためにNPOが地方公共団体の車両を活用するなど、運送の対価に当たらない支援を例示	29年9月までに実施	平成29年8月25日付けで通達を發出し、NPO等が自治体の車両を活用する場合について、「許可・登録を要しない輸送」に当たることを明確化	—	—	国土交通省	
		ウ	事故発生時の責任の所在等の考え方や運転者の教育の必要性について明確化するとともに、保険商品の開発等の働き掛け	29年度中に検討開始	「2.(4)エ」で作成したパンフレットにおいて、許可・登録を要しない輸送に関する事故発生時の責任の所在、保険の加入状況等の明示、運転者教育の考え方について記載。また、ボランティア輸送に資する保険商品の開発について、保険会社各社に働きかけを実施。	—	—	国土交通省	

		エ	許可・登録を要しない輸送のモデルについてパンフレット等で情報提供	29年度中に開始	事業者やボランティア等の各主体が支障なく許可・登録を要しない輸送を実施できるよう、手法・手続き等を明確化するパンフレットを作成し、ホームページで公表済み。	—	—	国土交通省	
(5)	介護サービスと輸送サービスの連携強化	ア	地方公共団体の内部における交通部局と福祉部局の連携強化を図り、交通関係と介護保険制度等の地域の協議の場との連携により、相互理解の促進と一体的な対策の検討を実現	速やかに実施	平成29年7月に国土交通省・厚生労働省より、それぞれ地方支分部局に対し通知を発送し、交通部局と福祉部局の連携強化について周知を実施。	—	—	国土交通省	厚生労働省
		イ	介護保険制度に基づいて実施される移動支援サービスについて、その対象者や助成の範囲を明確化	29年7月までに実施	平成29年6月に総合事業ガイドラインに対象者や補助の範囲を明記し、自治体に周知した。	—	—	厚生労働省	国土交通省
		ウ	第7次介護保険事業計画の作成に資するよう、実施可能なモデルの情報提供を行い、同サービスを普及・拡大	29年9月までに実施	移動支援サービスを実施している市町村の実施例を整理し、平成29年9月に自治体に通知した。	—	—	厚生労働省	国土交通省
		エ	交通事業者等が介護サービスを実施しようとする場合又は介護事業者等が輸送サービスを実施しようとする場合のため、双方の事業制度及び関係性について整理の上、情報提供	29年度中に開始	介護・福祉と関連した輸送サービスの制度整理をするため、パンフレットを作成し、ホームページで公表済み。	—	—	国土交通省	厚生労働省
(6)	地域における取組に対する支援	ア	地方公共団体等に対する地域の公共交通に係る制度や手続の周知徹底	既に開始	地方運輸局等による地域公共交通網形成計画等の策定支援やセミナー等を通じ、地方公共団体等への公共交通に係る制度や手続の周知を引き続き実施。	—	—	国土交通省	
		イ	地方公共団体に対して地方運輸局が企画立案段階から幅広く支援していく取組の更なる活用	既に開始	地方運輸局等より、取組を行おうとする地方公共団体に対して、積極的に働きかけを実施。	—	—	国土交通省	
		ウ	移動手段の確保にも取り組んでいる地域運営組織等への地方公共団体の補助に対する地方財政措置を実施、またその内容を明確化し、地方公共団体へ周知	実施済み	—	—	—	総務省	
(7)	マイナンバーカードの活用	ア	高齢者による取得が進むマイナンバーカードを活用した公共交通の割引料金計算、精算等の自動化を実現するため、地方公共団体及び運送事業者と連携した実証事業を実施	29年度中に実施	群馬県前橋市及び兵庫県姫路市において、平成29年度に実証事業を実施し、結果を取りまとめ。	—	—	総務省	
		イ	公共交通分野におけるマイナンバーカード活用の実証事業等の成果も踏まえ、健康保険証・診察券との一体化を見据えた「通院」ワンカード化を推進	29年度中に検討開始	平成29年度の実証事業の結果を踏まえ、実導入の検討を開始。	—	—	総務省	

3. 高齢者の特性も踏まえた更なる対策

		施策概要(平成29年6月末取りまとめ時点)		進捗(平成30年3月末時点)		平成30年度予算額(額は百万円単位)		主担当	関係省庁
(1)	「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」において取りまとめられた「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」を踏まえた今後の方策	ア	都道府県警察の運転適性相談窓口の役割を拡充し、80歳以上の高齢者に重点を置いて運転適性相談を充実・強化し、安全運転の継続に必要な助言・指導を行ったり、自主返納を促進したりするとともに、医療系専門職員の配置を促進し、また、地域包括支援センター等地方公共団体福祉部局との情報共有・連携体制を構築するなど、それぞれの高齢運転者の特性等に応じたきめ細かな対策を推進	速やかに実施	都道府県警察において、運転適性相談窓口の役割を拡充し、高齢者に対する運転適性相談を充実・強化し、安全運転の継続に必要な助言・指導を行ったり、自主返納を促進したりしている。また、運転適性相談窓口における医療系専門職員等の専門性の高い職員の確保、運転適性相談終了後の運転状況等の継続把握を含む継続対応及び関係機関・団体等との連携の更なる強化に向けた取組を推進している。21都道府県において、37人の医療系専門職員が配置されている(平成30年3月末現在)ほか、1(1)工のとおり、地方公共団体福祉部局との情報共有・連携体制の構築を図っている。	—	—	警察庁	
		イ	高齢者に対する支援施策がより一層充実したものとなるよう関係機関・団体等に働き掛けるとともに、自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策を周知するための広報啓発活動を強化	速やかに実施	全都道府県において実施されている自主返納者への支援施策がより充実したものとなるよう、引き続き、関係機関・団体等への働き掛けを行っている。また、警察庁において、平成29年9月、自主返納制度の内容を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成し、都道府県警察に対してポスター38,000部、リーフレット500,000部を配布したほか、自主返納に関する政府広報を全国70紙の新聞紙面上に掲載した。さらに、自主返納をしやすい環境の整備のため、訪問による自主返納の申請の受理を20道県、代理による自主返納の申請の受理を33都道府県において実施している。	—	—	警察庁	
		ウ	加齢により増加する視野障害に伴う運転リスクを排除するため、関係団体と連携しながら広報啓発活動を推進し、運転適性相談を始めとする様々な機会を活用して高齢運転者に注意喚起するとともに、新たな視野検査を高齢者講習に試験導入	前段:速やかに実施 後段:30年度中に実施	警察庁において、平成29年9月、視野障害の内容を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成し、都道府県警察に対してポスター38,000部、リーフレット500,000部を配布し、都道府県警察においては、これを活用するなどして広報啓発活動を推進している。また、「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」の下に「視野と安全運転の関係に関する調査研究」分科会を開催し、今後、新たな視野検査を高齢者講習に試験導入し、実施手順や実施体制について検証を行う予定である。	17百万円	高齢者講習における新たな視野検査方法導入に向けた調査研究	警察庁	
		エ	身体機能の低下に伴う運転リスクを排除するため、加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育等を推進するとともに、運転免許センター等の警察施設を活用した試乗会や高齢者講習等のあらゆる機会を活用した広報啓発により、「安全運転サポート車」の普及啓発を推進	既に開始	都道府県警察において、ドライブレコーダーを活用した個人指導、運転適性相談におけるアドバイスの実施、地域における交通安全教育における指導等を含めた高齢者講習における高齢者の特性等に応じたきめ細かな指導を行うなど、加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育等を推進している。また、運転免許センター等の警察施設等を活用した試乗会や高齢者講習・各種交通安全教育等の様々な機会を活用した広報啓発により、機能の過信について注意を喚起しつつ、安全運転サポート車の普及啓発を推進している。	—	—	警察庁	
		オ	国立長寿医療研究センターによる「運転適格性検証・運転寿命延伸フォーラム大規模ランダム化比較試験研究計画」に積極的に協力し、新たな安全教育プログラムの開発を推進	29年度中に開始	国立長寿医療研究センターによる左記の取組については、愛知県警察から県下の自動車教習所に対して実験への協力を働きかけた結果、平成29年9月から、愛知県下の自動車教習所において実施されており、今後も同取組が円滑に進められるよう、所要の協力を行っている。	—	—	警察庁	
		カ	認知症と運転との関係を含め、初期の認知症の者等の認知機能に応じた対策の在り方について、医療関係者等とも連携しながら、認知症と運転に関する医学的知見の蓄積や認知症の者等の実態、外国における認知症の者等に対する運転免許制度等も踏まえつつ検討するため、認知症と安全運転の関係に関する調査研究を実施	30年度中に開始	「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」の下に「認知機能と安全運転の関係に関する調査研究」分科会を開催し、専門家からの意見聴取等を行いつつ、認知機能と安全運転の関係に関する調査研究の具体的方法について検討を進めている。	11百万円	認知症と安全運転に関する調査研究	警察庁	

		キ	改正道路交通法の施行後1年間の状況等を踏まえ、80歳以上の運転リスクが特に高い者への実車試験の導入や「安全運転サポート車」限定免許の導入といった高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の更なる見直し	速やかに検討開始	「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」の下に「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」分科会を開催し、専門家からの意見聴取等を行いつつ、運転リスクが特に高い者に対する実車試験や高齢者の運転能力に応じた限定条件付免許の導入の可否を含め、高齢者の特性等に応じたきめ細かな運転免許制度の更なる見直しに向けた検討を進めている。	15百万円	高齢運転者の交通事故防止対策に必要な経費	警察庁		
(2)	自動車メーカーに対する「高齢運転者事故防止対策プログラム」の策定要請	ア	国内自動車メーカー8社に対し「高齢運転者事故防止対策プログラム」の策定を要請	実施済み	メーカー各社は、各社が策定したプログラムに基づき、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全技術について、研究開発の促進、機能向上及び搭載拡大、ディーラー等における普及啓発等に取り組んでいる。	—	—	国土交通省		
(3)	「安全運転サポート車」の普及啓発	ア	関係省庁副大臣等会議において、高齢運転者による事故実態等を踏まえた「安全運転サポート車」(ver1.0)のコンセプトを定義し、愛称を「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」に決定	実施済み		—	—	経済産業省	国土交通省 金融庁 警察庁	
		イ	「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」に関するロゴマークの決定	実施済み		—	—	経済産業省	国土交通省 金融庁 警察庁	
		ウ	平成29年度・30年度を「安全運転サポート車(サポカーS)」の普及啓発の重点期間と位置づけ、官民を挙げて、広報活動を積極的に展開するとともに、先進安全技術の体験機会を拡大	既に開始	平成29年3月の経産省、国交省、金融庁及び警察庁で構成される関係省庁副大臣会合で取りまとめた「当面の普及策」に基づき、「サポカーS/サポカー」の愛称やロゴ等を最大限活用しながら、ポスター・ビラを作成し、全国の警察本部及び免許センター、自動車ディーラー及び地方自治体等に配付 各ディーラーにおける試乗会等関連情報をはじめ、サポカーに関する全ての情報を一元的に管理・発信するポータルサイトを立ち上げ。 全国の運転免許センター、教習所、名古屋モーターショー等においてサポカーの試乗会や交通イベントを開催 政府広報(TV、ラジオ)を通じ、各種イベントや安全技術等について情報提供	既に開始	—	—	経済産業省	国土交通省 金融庁 警察庁
		エ	運転者全般の安全運転に資する車として自動ブレーキを搭載した車を「セーフティ・サポートカー(サポカー)」として併せて普及啓発を実施	既に開始		—	—	経済産業省	国土交通省 金融庁 警察庁	
		オ	自動車アセスメントにおいて、ペダル踏み間違い時加速抑制装置など高齢運転者による事故の防止や被害軽減に効果がある先進安全技術を評価の対象に加える等の拡充を図り、これらの技術の普及を促進	30年度中に開始		7,280百万円の内数	(独)自動車事故対策機構 運営費交付金	国土交通省		
		カ	将来的に先進安全技術の一層の普及促進を図るため、自動ブレーキ等の一定の安全効果が見込まれる水準に達した技術から国際基準化を主導し、安全基準の策定を検討	既に開始	日本からの提案により平成29年11月に設置され、日本が議長を務める国連の専門家会議において、自動ブレーキの国際基準の策定に向けて検討中。	267百万円の内数	自動運転技術等の実用化に向けた基準整備	国土交通省		
		キ	安全基準の策定までの間、自動車メーカー等の求めに応じ、自動ブレーキ等の先進安全技術が一定の性能を有していることを国が任意で確認し、その結果を公表等する制度の創設を検討	既に開始	平成30年3月30日に「自動ブレーキの性能認定制度」を創設。	42百万円	自動車メーカーによる技術開発動向の調査、安全性の試験方法の策定等	国土交通省		
		ク	既存車への対策を進めるため、後付け装置について、その効果や使用上の注意点を評価し、ユーザーに対して公表する枠組みの創設を検討	既に開始	平成30年度中の枠組み創設に向けて検討中。	—	—	国土交通省		
ケ	任意自動車保険について、平成30年1月からのASV割引(自動ブレーキ搭載車の保険料を9%割引)の着実な実施に向けて、体制整備状況やシステム開発等のスケジュール進捗状況を随時フォローアップするとともに、損害保険会社各社による顧客への適切な周知を促進	29年度中に開始	「ASV割引」の導入に向け、各社の態勢整備状況やシステム開発等の進捗状況を随時フォローアップするとともに、平成29年6月に開催した損害保険業界との意見交換会の場において、各社に対して、割引の適用誤り防止のための態勢整備を適切に行うこと、「ASV割引」に関して適切に顧客周知を行うこと等を促した。 なお、30年1月1日のASV割引制度開始時に、損害保険会社12社において「ASV割引」を導入している。	—	—	金融庁	経済産業省			

(4)	高速道路における逆走対策の一層の推進	ア	従前の物理的・視覚的対策を引き続き推進するとともに、民間企業等の新技術を活用した対策について、平成30年度からの実用化を目指し、実道での検証	29年7月に開始	平成29年度に、民間企業等の新技術を活用した逆走対策技術の実道検証を実施しており、現在、検証結果をとりまとめ中。	—	—	国土交通省	
(5)	地方公共団体の取組促進	ア	地方公共団体に対して、高齢運転者による交通事故対策の検討・推進を依頼	実施済み	都道府県等に対し、平成29年7月28日付で統括官通知「高齢運転者による交通事故防止対策について(通知)」等を発出し、当該本部決定の内容及び趣旨について周知を行うとともに、引き続き高齢運転者の事故防止対策の推進を依頼。また、同年9月及び10月に参事官事務連絡により、また、10月に開催した全国交通安全対策主管課室長会議等において、サボカーSのポスター・チラシの効果的な掲示や同車の試乗・体験会の開催等の普及啓発について依頼。	—	—	内閣府	
		イ	地方公共団体に対して、マイナンバーカードの提示等により公共交通機関の運賃割引等が適用されるよう取組を積極的に推進するとともに、マイナンバーカードの取得促進を図るための広報啓発活動に合わせて、高齢運転者の運転免許証の自主返納の促進を図るための広報啓発活動を推進するよう依頼	29年度中に開始	平成29年9月29日付け府番第189号総行住第228号通知により、各地方公共団体に対し、「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」の実施を要請し、マイナンバーカードを利用した、高齢者などの移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度の事例を紹介するとともに、運転免許証を返納する住民に対し、マイナンバーカードが顔写真付き身分証明書として利用できる点を訴求することについて、警察署や運転免許センターと連携した取組みの積極的な展開を依頼。	—	—	総務省	
(6)	普及啓発の推進	ア	「子供と高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない～」を運動の基本とし、「春の全国交通安全運動」を実施	実施済み	秋の全国交通安全運動(H29.9.21～30)においても、「高齢運転者の交通事故防止」を重点項目に盛り込み、身体機能の変化が及ぼす影響やサボカーSの普及啓発等を推進した。 30年春の全国交通安全運動(4.6～4.15)においても、同様に重点項目として普及啓発等を推進した。 また、千葉県で開催した「交通安全フォーラム」においては、講演等を通じて、高齢者の特性や自動車の先進安全技術を踏まえた交通事故防止に関する普及啓発を図った。	13百万円の内数	交通安全対策理解促進経費	内閣府	
		イ	これまでの検討結果を踏まえ、既存の講習会等の機会も活用し、効果的な普及啓発活動を実施	29年度中に開始	交通安全指導者養成講座等において、交通指導員等に対し、本部決定の内容等について周知するとともに、高齢運転者の事故防止に向けた効果的な普及啓発活動の実施について指導した。また、徳島県及び熊本県で実施した「高齢者安全運転推進協力者養成講座」においても、地域におけるシルバーリーダーに対し、本部決定の内容やサボカーS等の概要を周知するとともに、安全運転推進の手法等について指導した。30年度からは、講座内容の一新を図り、シルバーリーダーとなる人材の育成を推進することとしている。	33百万円の内数	交通安全対策人材育成等経費	内閣府	

高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム以外の省庁名については、「斜体表示」とする。

80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数(目標:平成29年250人、平成32年200人)

H24	H25	H26	H27	H28	H29中
244	256	273	274	266	242

**当面の目標値「29年中250人以下」を達成**